

## JISマーク表示制度の認証申請に係る了承事項（開示文書No.8. 6-1）

次の内容について、ご確認、ご了承のうえ、申請書のご提出をお願いします。

1. お客様からの申込をお受けする鋳工業品及び認証の区分は、一般財団法人 全国タイル検査・技術協会（以下、「JTТА」という。）が産業標準化法に基づく認証機関として登録を受けた「JIS A 5209 セラミックタイル」とします。
2. 認証の範囲（JISの種類及び製品の仕様、並びに認証に係る工場又は事業場）は、お客様と協議の上、決定させていただきます。
3. お客様から認証の申出があり、認証申請内容の確認と打合終了後に、申込金の請求書と認証申請の概算見積書を送付します。

この見積書の内容についてご了承いただき、かつ、申込金の入金を確認され次第、認証申請の受付事務を開始いたします。また、お客様と工場の審査方法、製品試験の実施方法等の打合と審査スケジュール調整をした後、審査実施計画書を作成し送付させていただきます。
4. 認証申請書提出後に、申請内容を変更しようとするときは、文書によりJTТАまでお申し出下さい。この場合、認証に係る費用、審査実施計画等が変更となる場合がありますのでご了承下さい。
5. 認証費用等の見積金額は、JTТАの標準工数に基づく概算金額です。また、認証の目的を達成させるために審査内容、試験内容の変更・追加が必要となったときは、見積金額との差異が生じることがありますのでご了承下さい。
6. 審査は、JTТАの審査員により、JTТА事務所における書面審査及び受審工場における現地審査を行います。なお、審査員の氏名は、審査実施計画書に記載してお知らせします。
7. 製造工程の一部を外注している場合には、その外注工場の管理状況により、当該外注先に審査のため立ち入ることがありますのでご了承下さい。
8. 製品試験は、原則としてJTТАの試験員がJTТАの試験所で実施します。なお、申請者の試験所での実施を希望される場合、JIS Q 17025への適合性の調査を実施致しますが、その結果によっては試験結果を採用できない場合がありますのでご了承ください。
9. 製品試験用の試料は、JTТАの審査員が試験に必要な数量を抜き取ります。試料の取扱いについては、損傷がないように保管・取扱いをいたしますが、特に保管・取扱い条件等がありましたら予め申し出て下さい。なお、抜き取った試料を申請者の手配により製品試験を実施する試験所まで運搬する場合、その取扱いによる損傷等については、JTТАでは一切の責任を負いません。
10. 製品試験の為に提供いただく試料は、原則返却いたしません。
11. 書類の提出や試料の運搬等に係る費用は、すべてお客様のご負担でお願いします。
12. 認証に係る手数料は、認証決定後、JISマーク認証手数料（開示文書No. 11）に基づく手数料を請求させていただきます。請求書が届きましたら、指定期日までにJTТАの指定銀行口座へお支払い下さい。なお、振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。
13. 適合性の評価に必要なすべての情報を提供していただきます。
14. お客様からご提出いただいた資料等については、原則として返却致しません。なお、申請に関して知り得た情報及び受領した文書は機密事項として取り扱い、相互の事前の承諾無しに当該認証に関すること以外の目的で使用したり、他へ漏洩したりしないことについて、本了承事項への同意書の提出をもって相互の機密保持協定の締結とさせていただきます。
15. JTТАへの申請を取り下げる場合、その旨を文書でご提出下さい。この場合、当該申請を取り下げるまでに掛かった認証に係る手数料等については、それまでの費用を精算の上ご請求させていただきます。また、申請者の責に帰すべき事由により審査が中止され続行不能となった

場合においても、同様に取り扱いますので、予めご了承ください。

16. 審査（認証維持、認証範囲の追加・変更又は縮小を含む）に基づき、不認証又は認証不継続を決定した場合は、それまでに実施した認証業務に要した手数料を精算の上ご請求させていただきます。
17. 申請受付後、適合性評価のために、追加の資料、試験品等の提出をお願いすることがあります。この場合、JTTAが妥当と判断する一定期間を経ても当該資料、試験品等のご提出がないときには、当該申請をキャンセルさせていただくことがありますのでご承知下さい。  
なお、この場合、キャンセルまでに掛かった認証に係る手数料等は、それまでの費用を精算の上ご請求させていただきますのでご了承ください。
18. 認証書が発行された後、適用規格に関する不適合事項が判明した場合、該当製品の回収、改善及び修理等の費用は、お客様のご負担となりますので、ご了承下さい。
19. JTTAに対して、認証に関する決定に対し、異議申し立てをすることが出来ます。なお、異議がある場合には、その事由が発生した日から30日以内にJTTA宛て文書で申し出て下さい。JTTAは、申出を受理した日から45日以内に回答をします。
20. JTTAは、認証することを決定し、それに係る認証書を発行する前に、JTTAが定める「認証マーク等の表示の使用許諾に係る契約書」及び「認証マーク等の表示に係る管理契約書」を締結させていただきます。この契約により「認証料」及び「認証登録維持手数料」の費用が発生しますので、ご了承下さい。  
また、認証の決定後は、JTTAが正当と認める理由がない限り、速やかに認証契約をしていただきます。認証の決定後、3か月を経過しても契約の締結が出来ないときは、認証申請をキャンセルさせていただくことがあります。この場合でも、当該申請のキャンセルまでに要した認証費用については、お支払いいただきますのでご了承下さい。
21. 広告や宣伝活動において、JTTAが認証した製品以外の製品が、認証を取得していると誤解されるような広告及び宣伝等は出来ません。この様な事実が判明した場合には、広告及び宣伝活動は直ちに中止していただきます。この中止にご同意いただけない場合には、認証の一時停止又は取消し等の処置をとることがありますのでご留意下さい。また、JTTAの評価を損なうような認証書又は製品認証の使い方をされた場合も同様とします。
22. 産業標準化法等の関係法令並びにJTTAが定める認証に関する要求事項等（認証決定後に締結する契約書の規定事項を含む）を遵守していただきます。
23. 生産活動や品質管理活動に支障をきたす恐れのある法令違反（都市計画法、建築基準法、河川法等）の事実がある場合には、その旨JTTAへ報告してください。それにより認証要求事項への適合性を維持できないと判断される場合には、不認証、認証の一時停止又は取消しの措置となる場合があります。
24. 申請する鋳工業品（セラミックタイル）について、過去に他の登録認証機関による認証の取消しを受けたことがある場合には、申請時にその旨JTTAへ通知してください。
25. 初回工場審査及び認証維持審査において、天災等その他の不可抗力により、工場審査、製品試験等の履行、認証書の発行及びその他の手続が、計画どおりに実施出来なくなった場合、JTTAはその責を負うものではありません。
26. 上記以外の事項について、疑義が生じた場合には、JTTAまでお問い合わせ下さい。

以上